

## 古河電工健康保険組合メタボ対策補助金支給規程

### (目的)

第1条：特定保健指導制度における保健指導対象者に対する保健指導活動を推進するために、指導を企画実践する事業所がより積極的に活動できるように補助金を支給し、生活習慣病予備軍を減少させ、医療費削減に資することを目的とする。

### (補助金の支給対象)

第2条：

- ①特定保健指導制度における動機付け支援、積極的支援対象者のための健康づくり教室、運動教室などを事業所として開催した場合の社外講師費用・教材経費等
- ②通常の特設保健指導とは別途、外部保健指導機関との契約により特定指導対象者に対し一定期間の運動指導・栄養管理指導等を事業所として実施する場合の外部委託費用

### (補助金の支給額上限)

第3条：適用事業所あたり、年間で、特定保健指導制度における動機付け支援・積極的支援対象者数×1万円まで。

### (補助金支給申請手続)

第4条：

- ①事前に健康保険組合あて「メタボ対策費用補助金支給申請書」を提出し、健康保険組合の内容審査を受ける。承認されたもののみ補助金支給対象案件とする。
- ②企画実施後に実際に要した費用のうち支給対象部分について、上限額を超えない範囲で、「メタボ対策活動報告および補助金請求書」により健康保険組合に申請する。

### 附 則

1. この規程は平成20年4月1日から施行する。